

各難病指定医療機関の長 殿

岡山市保健所健康づくり課長

### 難病法の改正に伴う取扱いの変更について(通知)

難病医療費支給事業等の実施につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、難病法の改正に伴い、令和5年10月1日より以下の2点について取扱いの変更がございますので、お知らせいたします。

#### (1) 医療費助成開始日の遡及について

これまで医療費助成の開始時期は申請日とされていましたが、**診断年月日まで遡ることが可能になります**。ただし、遡及できる期間は原則として申請日から1か月までとなります。

具体的な考え方について、裏面に記載しておりますのでご確認ください。なお、改正法の施行日である令和5年10月1日よりも前に遡及することはできません。

※助成開始時期を確認するため、今後は臨床調査個人票に診断年月日を記載していただくようお願いいたします。診断年月日とは、「**診察や検査結果等から当該指定難病の診断基準を満たし、かつ当該指定難病が原因で重症度分類を満たしている**と総合的に診断した日」を指します。

なお、提出された臨床調査個人票に診断年月日が記載されていない場合、保健所より医療機関にお問い合わせをさせていただくことがございます。ただし、重症度分類を満たしていないと判断された場合は診断年月日の記載は不要です。

#### (2) 臨床調査個人票の様式変更について

制度改正にあわせて、臨床調査個人票の様式が変更となります。新様式には診断年月日の記載欄が追加されていますので、そちらをご利用ください。なお、当面の間は**特記事項欄又は欄外に診断年月日を記載していただくこと**で、**旧様式の臨床調査個人票での申請であっても受付いたします**。

新様式の臨床調査個人票の掲載場所や、改正内容の詳細については同封している厚生労働省発出の周知用チラシに記載されておりますので、そちらもご確認ください。

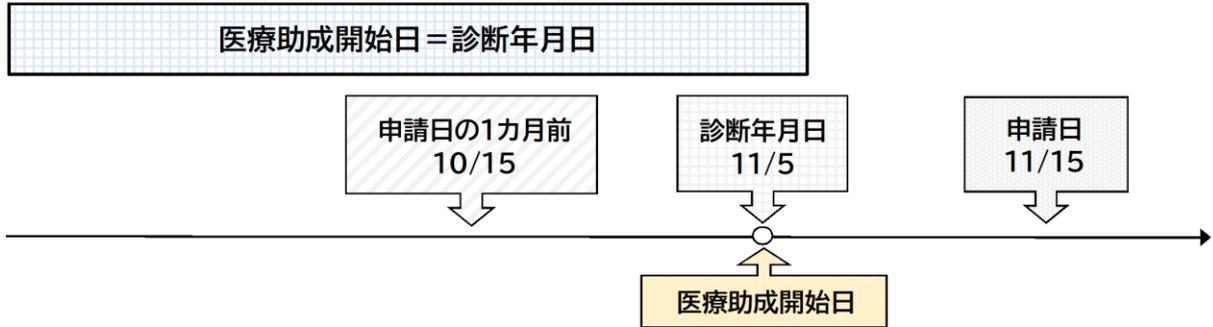
#### 【お問い合わせ先】

岡山市保健所健康づくり課特定疾病係  
TEL 086-803-1271

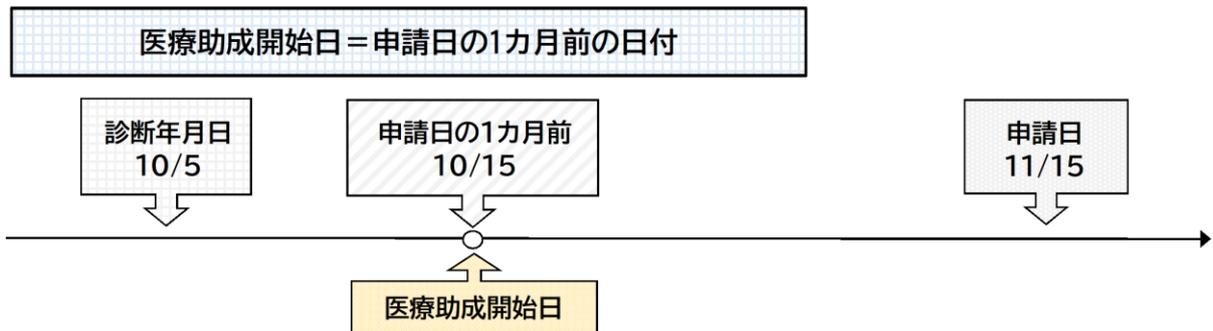
## 【参考】医療費助成開始日遡及の具体例

### ○ 医療助成開始日の考え方(原則)

(1) 申請日が診断年月日から1カ月以内である場合



(2) 申請日が診断年月日から1カ月経過している場合

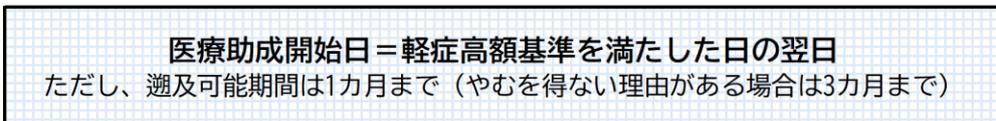


※診断年月日から1カ月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、申請日から最長で3カ月まで遡ることが可能です。ただし、診断年月日より前には遡及しません。  
やむを得ない理由については、申請者が1カ月以上の遡及を希望される場合に申立書に記入していただき、岡山市が決定します。

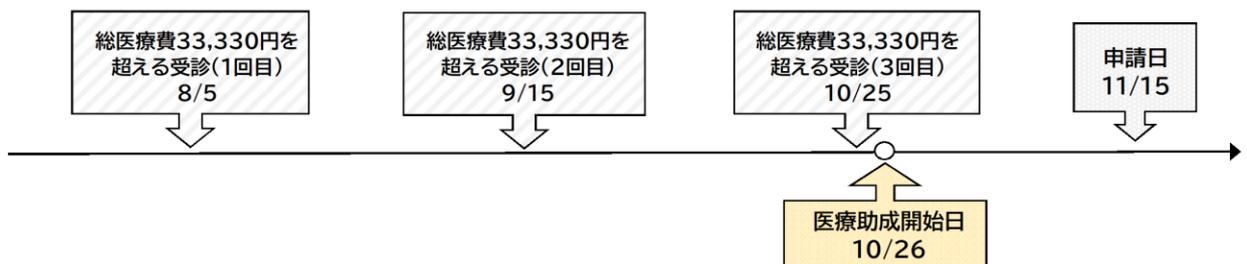
【やむを得ない理由の例】

- ・臨床調査個人票を作成してもらった医療機関が遠方であり、受け取るまでに時間がかかった。
- ・病状が悪化して入院が長引いた、または入院までは要しなかったが体調が悪くて動けなかった。
- ・患者が高齢であったり、気が動転していた等で家族に手続きを依頼するまでに時間がかかった。

### ○ 軽症者特例により認定となる場合



軽症高額基準 = 申請日の属する月を含む直近12カ月のうち、支給認定を受けようとする疾病に関する総医療費が33,330円を超える月が3カ月以上あること。（当該疾病が発症したと認められた月以降の医療費に限る。）



※重症度分類と軽症高額基準の両方を満たしている場合、「診断年月日」と「軽症高額の基準を満たした日の翌日」のうち、早い方の日付が医療助成開始日として認定されます。